

(4) 日独スポーツ少年団交流事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする事業に経費の一部として、日独スポーツ少年団交流事業によりドイツ国に派遣される者及びドイツ国からの派遣団を受け入れる市町スポーツ少年団に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(派遣者及び受け入れ団体の決定)

第2条 派遣者及び受け入れ団体は、スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）で審査し、本協会会長（以下「会長」という。）が決定する。

(補助金額)

第3条 補助金は、定額補助とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式1-1）を会長あてに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、常任委員会の審査結果に基づき、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 佐賀県補助金等交付規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の一部を取消し又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、会長の承認を受けること。ただし、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更
 - イ 事業計画における「種目・種別」間のいずれか低い額の20%以内の変更
- (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助金の交付決定を受けた者又は団体（以下「補助事業者」という。）がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は補助金が不当に使用され若しくは会計に不明な点があるときは、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。

(7) 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式4-1)を添付して会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の確定額が別表の補助金額に達しない場合は、確定額を補助金額とし、その額を超過して交付していたときには、差額の返還を求めるものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、原則として精算払いにより交付するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助金交付請求書は、様式3のとおりとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は事業運営内容が適当でないと会長が認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付している補助金があるときは、その補助金の返還を命ずることがある。

附 則

1 この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。

2 平成23年6月10日一部改正

3 平成24年5月7日一部改正

4 平成25年4月1日一部改正

5 平成26年4月1日一部改正

6 平成26年6月10日一部改正

7 平成28年3月10日一部改正

8 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。